社会福祉法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

１．改正の趣旨

○　会計監査人を設置する社会福祉連携推進法人における会計監査においては、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 127 条第５号ホ（２）の規定に基づき、社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）第 40 条第７項第３号の規定により当該社会福祉連携推進法人の財産目録を監査することとされているところ。

社会福祉連携推進法人は社会福祉法人等の社会福祉に係る業務の連携を推進して、地域において良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化を図ることを目的としており、社会福祉法人並みのガバナンスを確保する観点から、当該財産目録の会計監査の範囲について、社会福祉法人並みとなるよう、所要の改正を行う。

○　また、所轄庁が都道府県知事の求めに応じて社会福祉連携推進法人に係る情報を提供する際、情報処理システムの利用により行うことができるよう、所要の改正を行う。

２．改正の概要

①　会計監査人を設置する社会福祉連携推進法人において、会計監査の対象となる財産目録の範囲を、社会福祉法人と同様、当該社会福祉連携推進法人の貸借対照表に対応する項目に限るよう、必要な規定の整備を行う。

②　法第 144 条において準用する同法第 59 条の２第４項の規定により都道府県知事の求めに応じて社会福祉連携推進法人に係る情報を提供する際、情報処理システムの利用により行うことができるよう、社会福祉法人の規定と同様に、必要な規定の整備を行う。

③　その他所要の改正を行う。

３．根拠条項

○　法第 127 条第５号ホ（２）及び法第 144 条において準用する同法第 59 条の２第４項

４．施行期日等

○　公 布 日：令和４年 10 月中旬（予定）

○　施行期日：公布日